

聽覺障害



聴覚障害とは

聴覚障害とは、音をきく、または感じる経路に何らかの機能制限があり、話し言葉や周囲の音がきこえない、あるいはきこえにくくなっている状態を指します。

日本聴覚医学会によると、正常聴力の範囲を平均聴力レベル25dB未満とし、小さな声のききとりが困難な「軽度難聴」(25dB～39dB)、普通の大きさの声のききとり困難を自覚する「中等度難聴」(40dB～69dB)、非常に大きい音または補聴器等を用いないと会話がきこえない「高度難聴」(70dB～89dB)、補聴器等を使用しても会話がききとれないことが多い「重度難聴」(90dB～)の4つの程度・状態に分類されています。また、単に音が小さくきこえるだけでなく、音が歪んできこえたり、途切れてきこえたり、音はきこえるが言葉として理解できない等、きこえ方は様々です。その場の状況や相手の声質・話し方によっても、きこえ方は変わります。

一般的に聴覚障害は、障害のある部位によって以下の3つに分けられます。

●伝音難聴

外耳・中耳の障害による難聴であり、音の(振動)伝達がうまくいかず、音が小さくきこえる等が特徴。程度によっては大きな音であればきこえたり、音を増幅させる補聴器等が有効な場合がある。

●感音難聴

内耳から大脳皮質に至るまでの感音系の器官に機能制限がある場合の難聴であり、音の電気信号への変換がうまくいかず、音が歪んできこえたり、内容がうまく理解できない等が特徴。きこえの状態は多様であるが、場合によっては補聴器や脳へ音の信号を伝える人工内耳が有効な場合がある。

●混合難聴

伝音系の器官と感音系の器官の両方に機能制限がある場合の難聴。

加えて、用いるコミュニケーション手段も多様で、手話(指文字を含む)や(音声言語を用いた)口話、筆談、そら書き、身振り等があります。それら複数を組み合わせてやりとりを行う場合もあります。

以上のように、一言で「聴覚障害」と言ってもきこえ方や用いるコミュニケーション手段が様々なため、個別のニーズに即した支援・配慮が必要になります。

聴覚障害によって生じる大学生活上の困難さ

上記のような特徴があることによって、以下の困りごとや困難さが生じることがあります。(あくまで一例です)

●学習面での困りごと

- ・教員や学生が話す内容が理解できなかったり、きき間違いやきき漏らしが生じる
- ・重要事項の口頭による説明や授業内の指示がきこえない
- ・ゼミやグループディスカッションに参加することやその中で発言することが難しい
- ・外国語の授業でのリスニングや会話についていくことが難しい
- ・視聴覚教材の音声や放送をききとることが難しい
- ・実験や実習中の注意事項や指示が伝わりにくく、万が一の危険も察知しにくい 等



●学習以外での困りごと

- ・教員や学生との日常的なコミュニケーションがとりづらい
- ・災害や事故発生時の緊急放送が聞こえずに対応が遅れる
- ・場所や相手の声質・話し方によってきこえないときがある
- ・聴覚障害があることが周囲に理解されにくく、サポートを得づらい
- ・コミュニケーションの不自由さから、教員や同級生との関係性を作ることが大変
- ・ふとした情報をきき逃したまま「分かったつもり」で行動して失敗してしまう 等



聴覚障害のある学生への支援

聴覚障害のある学生に対する支援は、一人ひとりの特性や大学の状況を加味して実施されます。以下に対応や配慮の具体例を示しますが、こちらはあくまで一般的な例になりますので、対応ケースによって実施できる場合とできない場合があります。

場面	困りごと・困難	支援・配慮例
入学試験	注意事項をきき逃す、質問や注意があったことに気づかない	→ 文書による注意事項等の伝達 情報保障者の配置 補聴器や人工内耳の装用
	リスニングの問題内容が分からない、ききとれない	→ リスニングテストの免除 聴取方法の変更(例:イヤホン→スピーカー音声に変更、ヘッドホンの貸与、補聴器・人工内耳を通した音声理解)
	面接担当者とのやりとりが困難	→ 情報保障者の配置 面接担当者による配慮
学習	【履修登録】 オリエンテーションでの情報取得(特に音声情報)が難しい 入学後の授業についていけない不安	→ 詳細な配布資料の作成 情報保障者(手話通訳、パソコン・ノートテイク)の配置 履修計画や支援・配慮に関する相談支援 支援体制の構築と(授業担当教員への)配慮事項の周知徹底
	【授業】 教員の話す内容がきこえない、分からない	→ 情報保障支援(手話通訳、パソコン・ノートテイク) 補聴器や人工内耳の装用、その他補聴援助システムの活用 理解しやすい環境作り(例:教室前方の座席確保、大きな声でゆっくりはっきりと話す工夫、静穏な環境作り)
	視聴覚教材の音声がかきとれない	→ 教材への字幕挿入 書き起こし資料の配付
	外国語のリスニングや会話授業についていけない	→ 情報保障支援(手話通訳、パソコン・ノートテイク) 学生と授業担当教員によるコミュニケーション方法等に関する打合せの実施 リスニングの書き起こし資料の配付 リスニングの免除や代替課題
	ゼミやグループ活動でのやりとりについていけない	→ 学生に対する周知 発表資料の事前配付 情報保障支援(手話通訳、パソコン・ノートテイク) 補聴器や人工内耳の装用、その他補聴援助システムの活用 情報保障通訳の時間が取れるようなディスカッションの進行
	実験・実習において、口頭で伝えられる注意事項や指示がきこえない	→ オリエンテーションや事前打合せにて実験・実習の進め方等についての説明を十分に行う 詳細な配布資料の作成 個別にティーチングアシスタント等の支援者を配置する 情報保障者(手話通訳、パソコン・ノートテイク)の配置
	【試験・成績評価】 試験やレポートに関する情報(課題内容や試験日程、注意事項等)をきき逃してしまう	→ 配布資料による伝達 情報保障支援(手話通訳、パソコン・ノートテイク)
	リスニングの問題内容が分からない、ききとれない	→ リスニングテストの免除 リスニングの書き起こし資料の配付 聴取方法の変更(例:イヤホン→スピーカー音声に変更、補聴器・人工内耳を通した音声理解)
	災害や事故等の非常時の情報が得られにくい	→ 視覚的に情報取得ができるような機器等の施設整備 非常時の対応に関する事前の打合せ 防災訓練・防災教育の実施
	教職員や学生との日常的なコミュニケーションがとりづらい	→ 教職員や関わりのある学生への周知 安心して相談できる体制の構築 当事者や手話等で話せる場・コミュニティをつくる

●聴覚障害のある学生に対する三重大学での過去の支援・配慮例

・授業担当教員に障害等に関する状況を理解してもらう

・リスニング課題における書き起こし資料の配付

※授業上の配慮の実施可否は、授業担当教員の裁量によって判断されるため、以上の配慮が状況に関わらず必ず実施されるとは限りません。

支援・配慮事例

感音難聴（中等度難聴）

【架空事例A】

話し手の声が小さくきこえ、かつぼやけたり歪んできこえる状態。高校までは補聴器とFM補聴システムを活用し、コミュニケーションは口話と筆談、簡単ではあるが手話でやりとりを行う。高校では、耳に付けた補聴器やFM受信機に音声を送るマイクを先生が使って授業を行ったり、授業中は必要に応じて支援者がノートテイクによる情報保障支援を行っていた。大学でも同様の支援を受けたいと思い、入学決定後に学部への相談に至る。

<配慮例>



- ・FM送信機（ワイヤレスマイク）を授業担当教員が使用して講義を行う
- ・サポーター学生による授業中のノートテイクまたはパソコンテイク支援、ICTの活用
- ・（発話内容をある程度盛り込んだ）講義内容を詳細に記載した資料の配付
- ・教員や関わる学生のきこえに対する配慮（例：ゆっくり・はっきり話す、口形や表情を分かりやすくする、口元を見やすくするためにマスクからマウスシールドに変える）
- ・学部等の身近な教職員に対する情報の周知
- ・重要事項等の連絡は資料や掲示板、ウェブ等に視覚情報として明示する

感音難聴（重度難聴）

【架空事例B】

通常の会話場面での話し手の声はききとることが難しく、補聴器も持ってはいるが、情報取得にとってあまり有用ではないため使わないことが多い。主に手話と筆談でコミュニケーションをとっており、口話や読唇には苦手さを感じている。入学試験では、文書による指示の伝達と手話通訳による情報保障、リスニングテストの免除等の配慮を受ける。授業での情報保障支援が大学では受けられるのかや手話でやりとりができる人や場所があるのかが心配になり、入学決定後すぐに学部相談に訪れた。

<配慮例>



- ・（特にゼミやグループワーク等のリアルタイムの情報保障が必要な場合）手話通訳
- ・サポーター学生による授業中のノートテイクまたはパソコンテイク支援、ICT活用
- ・（発話内容をある程度盛り込んだ）講義内容を詳細に記載した資料の配付
- ・学部等の身近な教職員に対する情報の周知
- ・学内外で手話で話せる場やコミュニティ作り・紹介

混合難聴（高度難聴）

【架空事例C】

人工内耳を装着しており、きこえにくい時はあるものの、1対1のやりとりはほぼ問題なく行えることが多い。コミュニケーションは口話で行い、音声と読唇で内容を理解する。一方で、授業中の遠くで話す教員の声や雑音の多い空間で声をききとること、多人数で一斉に話した際の声にききわけには困難さがある。特に低い男性の声がききとりにくい。また、人工内耳をつけているため、激しい接触のある運動は避けたい。高校まで周りの理解や学校の配慮を受けてきたため、大学でも配慮を希望する。

<配慮例>



- ・教員や関わる学生のきこえに対する配慮（例：大きな声で・ゆっくり・はっきり話す、口形や表情を分かりやすくする）
- ・雑音の少ない教室の環境作り
- ・きこえやすい座席（教室前方の席）の確保
- ・体育の授業における負荷の少ない競技の選択